

■見舞金が支給されない交通事故

- ①自殺行為による交通事故
- ②無免許運転による交通事故
- ③酒気帯び運転による交通事故
- ④著しく速度制限に違反した運転（25キロ以上オーバー）
- ⑤天災などが原因でおきた事故
- ⑥一般の人が立ち入ることができない作業場、鉄道又は軌道の線路内でおきた交通事故
- ⑦虚偽の請求によるもの
- ⑧トラクター、耕運機、ブルドーザーなどで作業中におきた事故
- ⑨小児用の自転車（三輪車等）による事故



■見舞金の全部又は一部を支給制限される交通事故

- ①正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- ②不正に見舞金の支給を受けようとしたとき
- ③故意又は重大な過失による交通事故
- ④窃盗又は無断で他人の車を運転して事故をおこしたとき
- ⑤無免許運転と知りながら同乗し、交通災害を受けたとき
- ⑥通行禁止制限違反をして交通事故をおこし、交通災害を受けたとき
- ⑦信号を無視して交通事故をおこし、交通災害を受けたとき
- ⑧追い越し不適により交通事故をおこし、交通災害を受けたとき
- ⑨無謀運転により交通事故をおこし、交通災害を受けたとき
- ⑩組合長が見舞金の支給を著しく不適當と認めたとき